

第17回全国SR経営労務センター交流会 第1分科会概要

【座長】

第一分科会での課題は、「電子申請の対応について」というテーマで行わせていただきます。

お手元に青い資料がありますので、最初はこの資料に基づき進めていきますので、よろしくお願いします。

1点目になりますが、「労働保険事務組合の長が指定する者の個人が使用する電子証明書の利用届」の利用状況について、2点目は、社労士から受け付けた書類、具体的には、保険関係成立届などについてですが、電子申請を利用した届出の促進についてを課題としていきたいと思います。

SRは事務組合ですが、社会保険労務士個々が申請する特徴があり、「利用届」の活用方法、各SRはどのような状況か、保険関係成立届は事務組合でもできるようになっているが、各SRの対応状況はどうかといったようなことを、お伺いさせていただきたいと思います。

検討の時間については、75分間いただいておりますので、14時15分には終了と考えております。概ね、それぞれ30分程度検討していきたいと思います。

その後、山口SRさんより協議事項があがっており、内容としては、各SRのセキュリティ状況について確認したいとの内容になります。最近のセキュリティについては、非常に厳しく、かなり厳密にしなければ、我々社労士としても、お客様から指摘されることがあるかと思っておりますので、SRとしての対応を協議事項とさせていただきました。

最後に、皆様ご存じかと思いますが、昨年発生しましたMKシステム社労夢のランサムウェアの感染被害について、若干、説明させていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

それでは、1点目の「労働保険事務組合の長が指定する者の個人が使用する電子証明書の利用届」についてです。

この「利用届」ですが、少し説明させていただくと、SR以外の労働保険事務組合については、電子申請する場合、会長の電子認証が必要となります。紙の場合は代表の印鑑を押印することとなります。会長以外の方が申請する場合は、電子証明書は会長個人の認証ではなく、申請する方の認証で行うことができるというのが「利用届」の主旨となります。SRの場合は、各社会保険労務士が事務組合に代わって申請している事務組合となっております。

社会保険労務士会員ご自身が、労働保険事務組合の長が指定する者、すなわち会長が指定する者として、行政に届けることになります。東京でいえば、亀谷会長に代わって、山本が申請するという届出をすることによって、電子申請を行えるとなっております。

事前にいただきましたアンケート調査を見ますと、全国で 46SR がありますが、76%のSRが「利用届」を利用している状況です。

具体的には、41 ページを見ていただき、ご参考にしていただければと思います。なお、東京SRの場合は、労働局から「利用届」の利用については承認されておりませんので、現在、「利用届」を利用しているSRから、何点かお話を聞きたいと思います。

どの様な手順で、行政に届出を行い、いつぐらいから行われているのか、また、「利用届」のメリット、デメリットについて、お伺いしたいと思います。

【愛知中央SR】

愛知は、「利用届」を今は使っていますが、いきなり「利用届」ではなく会長の電子認証を貸与という形で、希望する会員にコピーを渡しておりました。個人の電子証明書になりますので、できればそれは避けたいということで、協議を続け最終的に「利用届」になったところです。

「利用届」になってからは、会員にとっては使いやすくなったと思います。

補足させていただきますと、令和2年10月までは、雇用保険の電子申請をしており、令和3年8月11日から労働保険の「利用届」を活用し電子申請も行っております。会員社労士が電子申請をしたい場合は、申請書と誓約書を提出させた後、会長から「利用届」を発行し、それをPDF化して電子申請時に添付していただく流れとなっております。

令和6年10月10日現在において、雇用保険に係る利用届は221名に交付しております。労働保険に関しては、150名に交付している状況です。

【座長】

従来は、電子証明書を発行していたが、現在は「利用届」、社労士にとっては提出代行のようなものと考えられますが、それを添付することで、個人の電子証明で申請が可能ということですね。

【愛知中央SR】

そうです。労働保険番号が一般の番号ではなく、労働保険事務組合の番号になるので、その申請において、「利用届」がない場合は、労働局より書類不足の通知がくる流れとなっております。

【座長】

この流れは、行政もOKということで確認を取っておりますか。

【愛知中央SR】

この運用に関しては、労働局事務組合課から電子申請担当を招いて、研修会を開いておりましたので、その中でも説明をしてもらっています。

【座長】

続きまして、和歌山SRをお願いします。

【和歌山SR】

7、8年前から、「利用届」を活用しております。

電子証明証の貸与は一切しておらず、「利用届」をできる申請書類が限定されており、雇用保険関係の手続きのみとなっているところで、労働保険関係は利用できません。

というのも、連絡なしで手続きされると、事務局で把握ができない状況になることから問題視し、いまだに労働保険関係は活用しておりません。

これについては、会員より「利用届」活用範囲の拡大の要望が上がっておりますが、現状システムでは難しいと考えているので現状維持としているところです。

「利用届」については、必ず研修を受けてもらってから発行しており、また、ルール違反があった場合は、返還させ、再度研修受講後に再交付しております。

労働保険の申請をするなど、ルール違反をされる方は1年間に何人かいるので、このような体制をとっています。

【座長】

雇用保険に限定されているということで、取得、喪失、60歳、育児の賃金登録などに限定されているということですね。

こちらも、行政の了承により行っているのですか。

【和歌山SR】

一応、認めてもらっていますが、あいまいな部分があります。

他府県では、ダメとうかがっておりますので、正面向かって切り込んでいくと、ダメになる可能性もあるので、あまり触れないようにしております。

【座長】

次に、広島県SRをお願いします。

【広島県SR】

広島県SRでは、平成28年度からサーズシステムを使つての電子申請を始めました。当初は、会長個人名による証明書を発行しましたが、それ以後は、個人に対し証明書を発行したことはありません。

現在、雇用保険の資格取得、喪失に係る電子申請を行っておりますが、保険関係成立届は、電子申請はしていません。

【座長】

電子申請は、雇用保険の取得、喪失のみということですね。

労働局には「利用届」は出さないで、運用で実施しているということですね。

東京の場合は、はっきりだめと言われているので、各労働局によって認識が違っており、徴収法上では、事務組合が事業主とはっきり記載されていることから、事務組合の長の判が使えると思うのですが、電子申請において、社労士の認証が使うとなると、だめと言われかねない事情があると聞いております。

ですから、現在はあいまいのまま進んでいるように思います。

それと同時に、電子申請をされると雇用保険の状況をSR事務局では把握できないので、事務等処理簿等の作成、保管等はどのようにしているのか。また、定期監査などの対応はどの様にしているのか。行政の見解はどうなっているのかを聞きたいと思います。

まずは、神奈川SRさんどうでしょうか。

【神奈川SR】

電子申請したものは、「利用届」を使っているので、各社労士へ届けます。

それを、そのまま管理してもらい、事務等処理簿も各社労士会員で処理、管理していただいているのが現状です。監査の時には、提出していただいております。これについては、入会説明時にあらかじめ話をしております。

【座長】

日頃は、SRで管理するのではなく、各社労士が管理し、監査時はSRに提出してもらうということですね。

特に、問題等はなく、行政においても了承されているということですね。

事務等処理簿の提出方法はどのようにになりますか。

【神奈川SR】

システムから事務等処理簿はうちだせるようになっているので、提出指示があった社労士は、対象事業所分をSRに提出することとなります。

【滋賀SR】

滋賀SRにおいても、神奈川SRと同様な形で管理しております。

対象となって事業所分を、担当社労士に依頼し、処理簿を提出していただいております。これまでに、問題となった事象は起きておりません。

【徳島SR】

徳島SRでは、基本的には手続きした原本はSRへ提出するように指示しております。

原則的には、SRにおいて原本保管としているので、手続き後は提出指示をしている。どこまで、整理されているかと聞かれれば、回答に難しい部分もあります。

【座長】

手続きは各社労士が行うが、その管理はSRで行わなければならないので、非常に難しいとのことですね。

東京SRにおいては、社労士が届出をした場合は、それを事務局に知らせてくださいとしており、FAXなどで報告いただいておりますが、全てを管理するのは非常に大変で、監査の時に苦劳しました。

管理は社労士に任せ、監査の時だけ資料を提出させる方法をとっているところもあると、聞き及んでおります。

「利用届」を使うことで、それぞれの社労士が電子申請も可能となりますが、行政からダメと言われているところはありませんでしたので、現在、「利用届」を認めないと言われているSRはありますでしょうか。

【福井SR】

東京SRと同じく、福井労働局も「利用届」については認めていただいております。

理由として、雇保事務処理簿に齟齬が生じてしまうのとことと、監査の時の雇保事務処理簿の閲覧ですが、監査官がランダムにチェックをするので、事前に提出事業所を指示できないことからということです。

SRサーズを利用しFAX、メールで手続きをしてしまった場合は、出していただくこととなっております。

現在は、SRサーズを使って電子申請は行っております。SR事務所が直接申請処理を行っているということです。

【愛媛SR】

「利用届」は使っており、行政も認めていただいております。

事務等処理簿は、10年位前の監査で、事務局が保管し管理するよう指導されましたので、それからは、サーズを利用しているのですが、サーズシステムも、会員の入力が必要となるので、社労士会員に届出をした場合、サーズに情報を入れるよう指示し、事務局で一元管理ができています。

【座長】

行政の対応が、地域によって温度差があると感じております。

法定帳簿である労働保険、雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿の作成は、一連の届け出状況について社労士会員の方が工夫している状況ですかね。

その都度、SRの事務局で把握する必要はないのではないかと意見も伺っております。

これらのことを整理したうえで、厚生労働省へも交渉していくことが必要と考えます。ただ、法律に記載されている内容になるので、変更してもらえとしても、相当時間を要する内容かと思います。

【愛知三河SR】

「利用届」を使って、各個人で雇用保険関係が主ですが、処理をしております。そのような中で、個々が申請した後に原本を提出することで、SRの事務局へ、いつ依頼をされ、いつ処理をしたかを、記録も併せて報告することとしております。

しかし、ペーパーレスが推奨されている中、いまだに紙での管理はできないと主張する会員社労士もおりますが、調査があった場合には、法定帳簿ということで、事務局から提出案内を出し、対応しているところです。

今後、ペーパーレス化が今後どのように進み、それに伴う要望が聞いてもらえるのか、今後の課題としていただきたい。

【広島県SR】

今の件について、雇用保険被保険者届出事務等処理簿は、サーズシステムを導入する前には、手書きで各社労士が管理しており、調査があった場合には、事務局に提出してもらい対応しておりました。

サーズシステムを導入して以降、電子申請も重要であるが、その副産物とし

て事務等処理簿が整備されるということで、大阪SRが12年前の交流会で大々的にPRされ、賛同したわけです。

導入後は、事業所の管理は非常にやりやすくなったと感じておりますが、全ての事業所が利用されていないので、苦勞している部分もあります。

現在、大阪SRでは、サーズシステムがどのように取り扱われているのか、確認させていただきたい。

【大阪SR】

サーズシステムを利用しておりますので、基本的に情報を集めることはできている状況です。

サーズシステムの電子申請を利用されていない会員社労士もおりますので、東京SRと同様に、FAXで提出させ調査に対応しております。

【座長】

次の検討課題に移ります。

雇用保険の取得、喪失、離職票、60歳、育児等の賃金登録等の電子申請を行っていると思いますが、最近では、それ以外にも保険関係成立届、新規設置だけでなく、支店、営業所などができた場合も含め、成立届を出しそのあと一括処理を行うことはありますが、社労士から受け付けた保険関係成立届を、電子申請を利用した届出の促進について、協議いただきと思います。

保険関係成立届について、事務組合を通してe-Govでできます。

SR以外の事務組合は、電子申請されている状況です。

アンケートの集計結果は、成立届など労働保険関係に係る電子申請を行っているSRは、約9%と一けた台の状況です。

多くのSRは、紙で申請されと思われます。

それでは、福井SRに成立届などの電子申請に係る流れや経緯、時期、メリット感など、現状を説明願います。

【福井SR】

開始時期は、2、3年前だと思います。

流れとしては、会員社労士においてe-Govでデータを作成し、電子証明を振らずにクラウドサーバーにデータを上げ、事務局でe-Govを立ち上げ、それをインポートし、会長の電子証明により送信する流れとなります。

以前は、メールでデータを送ってもいいのかという話もありましたが、セキュリティ上よろしくないとのことで、クラウドを使用しております。

メリットとしては、福井県も広い地域状況となっていることから、郵送費等

においてメリットを感じます。デメリットとしては、労働局の処理が非常に遅いことで、紙での提出だとその場で受理印を押し、控えを返されますが、電子公文書として返されるので、2、3週間、長くて1ヶ月かかる状況となっております。

【座長】

電子申請ですと、返却されるまでは時間がかかる感触はあります。

【滋賀SR】

滋賀SRでは、令和5年4月1日より電子申請を開始しました。

会員社労士に、協会様式の方に入会申込を記入し、その中で成立届に必要な情報を記入します。それをホームボックス2（キャノンが開発したもの）というクラウド上にアップし、それをSRが吸い上げ、e-Govを使って成立届を申請することを始めました。

郵送代の削減と手続きのスピードアップが図れますし、控もクラウドにより返却するので、非常に効率的になっている感触です。

【座長】

クラウドで返却するシステムは、どの様なものですか。

【滋賀SR】

ホームボックス2というグーグルのシステムです。

【富山SR】

今の成立届の手続きについて、分からない部分があるので、教えてください。

電子申請の中で、労働と雇用と二つに分け説明されていたと思います。

成立届におきましても、労働保険の成立届なのか、雇用保険の成立届なのか、どちらのイメージで話をされているのか、お尋ねしたいと思います。

例えば、労働保険の成立になると、末尾番号を事務組合で付与することとなりますが、システムの中で各個別の社労士が、成立届を作成しようと思っても、末尾の番号がずれてくるとも考えられ、労働保険は事務局で管理していないと、難しい部分があるのかと感じたところがあります。

雇用保険であれば、労働保険番号は決められている状態なので、電子申請で個別の社労士から申請は可能かなとも思うのですが、福井SRの話だと、e-Gov を使っての申請となると、基本的には、電子申請と言いながら、事務局が一括して手続するイメージと理解していいのか、確認させていただきたい。

【座長】

話の内容としては、労災保険、労働保険の成立届の話なので、番号の件で言えば、委託届の提出により番号を付与し、その番号を成立届に記載し届け出るイメージです。

【福井SR】

委託書の提出を受け、労働保険番号を付与する形となります。

e-Gov 作成する成立届は、個別用と事務組合用の成立届が2種類ありますので、個別用ですと労働保険番号は付与できないので、事務局でも処理できません。事務組合用は、労働保険番号が付与されているので、事務局で処理できることになります。

あくまで、社労士においては、労働保険番号以外のところを入力、提出し、その内容を事務局がチェックし、労働保険番号を記入し申請する流れとなります。電子公文書が発行されたら、ファイルサーバにアップし、会員社労士が確認することとなります。

【座長】

このことについては、各地域事情がありますので、一概に全てのSRの皆さんがメリットになるかどうかは、検討していかないと考えております。

今後、より電子申請を積極的に進めていくには、SR、行政が連携していく必要があると思います。

続いて、協議事項3点目として、山口県SRより、各SRにおいてどの程度情報セキュリティ対策を講じられているか伺いたいとのことで、山口県SRでは、ウイルス対策ソフトや日頃からの注意喚起程度しか講じていないとのことです。

サイバー攻撃から避けるために、更に強い仕組み、これを導入したほうがいか検討されているとのことです。どのSRにおいても、大きな課題だと思います。

まず、山口県SRに、現在導入しているウイルス対策について、なんというソフトで、月額費用がどのくらいか説明願いたい。

【山口県SR】

来月から始まるフリーランスに関する事務組合ということで、現在8種類の事務組合の事業主団体がある状況ですが、それが9つになるということで、クラウドによるネット事務組合が評判になっているようです。

1月500円位とのことで、山口県SRの建設業においては、そちらへ移行し

た事業主も多い状況です。クラウドにより、全国一律で加入可能となっており、今までの県単位での事務組合制度ではない状況です。業種的には、まだ建設業に限っている状況です。クラウド方式が進んでいくと、業種の限定もなくなるのではと考えております。

山口県SRの建設業の労災センターにこだわっているのか、というのが一つの協議事項です。全国のSRセンターにおいては、建設業に限って取り扱っておりますが、今後、このままで進むのか、業種を拡大していくことはどうなのか、考えていきたいと思っています。前回の大会において、全国社労士の会長の、行政書士会が全国にこういう組織を作ろうとしていることで、業種を問わず管理できる事業主団体ができると、業種を分ける必要が無くなると思われるので、今後を見据えて、全体で考えていく必要があると思います。

二つ目のネットワークの問題です。

現在、山口県の事務組合では、ネットワークに対する何らかのソフトはいれてません。NTTのUTMというシステムはあるのですが、総合脅威管理を防止するシステムで、年額20万円ということから、山口県の予算事情としては、費用が掛かりすぎるので、導入していない状況です。

したがって、山口県SRにおいては、知らないメールは開かない、WiFiにつなげない、一般の方がいる前で、パソコン操作をしないとか等をセキュリティ対策としています。VPNでウイルスが入ってくると考えており、NTTや総コンシステム、特定の業者のソフトを入れたところで、ソフト業者に対する特約管理はしっかりできるが、それ以外のところからウイルスが入ってくるので、現状を見ると、セキュリティホールは、一般に公開されるようになっているので、ネット上に各会社のどこのソフトで、どこのセキュリティが弱いのか、検索できるようになっています。

更に、AI機能が向上し、翻訳ソフトが進んでおり、完璧な日本語で送られてくるので、日本においては、ランサム^{ransom}の浸食度は少なかったと思います。

日本語の難しさが、ある意味防御壁となっていました。AIにより防御力が薄れて、崩壊してしまったと言われ、ウイルスが入りやすくなっている状況です。そこで、考えているのは、ランサムウェアというのは、暗号化して身代金を要求してくるというもので、徐々に、ランサムがノウエーランサムとして、ソフトを暗号化せずに、情報だけをつかみその情報を公開するという脅しでお金を払わせる状況が広がっていくと考えます。

そのため、ウイルスには必ず感染するという前提の下で、持っている情報のうち、どこが重要で、そうでないかを分離させ、管理せざるを得ないと考えます。山口県では、総コンを利用しており、データは管理されていないので、時間がたつとデータは消えていく状況です。管理しているのは、担当社労士が紙

又は自身のPCで管理し、バックアップが単独、一か所のところでないので、情報が洩れても、大きな問題にならないと考えております。

情報をどのように分類するのか、バックアップをどのようにするのかを考えていきたいと思います。参考になるようなことがあれば、ご教授願いたい。

【座長】

セキュリティの問題については、各SR以上に我々社会保険労務士も非常に大事なところですよ。

今、UTMの話が出ましたが、従来のウイルスソフトは個々のPCに入れますが、ネットワーク上からデータが各PCまで届いてしまうので、ルータの手前にUTMを入れることで、入り口の時点でシャットダウンするのが当たり前前の状況になってきております。更にUTMにはオンプレ版とクラウド版があって、仕組み的には複雑となっており、簡単に説明できる内容ではありません。

従いまして、セキュリティ関係についても、世話人会で検討していきたいと思えます。

【北海道SR】

北海道においては、クラウドの活用や社労士間の通信については、システムの取扱いをしておらず、システム処理も立派なシステムを利用している訳ではなく、職員の手作りのもので処理を進めている状況です。

現在、システムの入替えについて検討しているところです。

そういうことから、特別なセキュリティ対策はなく、ファイアーウォールなどを利用している程度です。

【座長】

各SRで、個人情報を事務所の中で取り扱っていることが、一番危険と考えており、ルーターや入口の所にセキュリティを決めないと中に入られやすいと考えており、最近では、クラウドに預けたほうが、クラウド会社でしっかりとしたセキュリティを持っているので、情報が漏れた場合は、クラウド会社の責任追及ができると思えます。

大きな課題ですので、世話人会で協議していきたいと思えます。

最後に、社労夢のエアンサムウェア感染被害に伴う基幹システムの変更を検討しております。

現在、東京、大阪、和歌山とでシステム変更の検討を行っており、以前にSR全体として共通システムを作る動きがありましたが、それぞれのSRの事

情や会員人数、規模の違いによりうまくいかなかったと聞いております。

その後の検討により、F & Mのオフィスステーションに移行することを考えておりますが、せっきくの機会ですので、再来年の春からスタートするシステムについて、S Rの規模には影響されない内容となっていることから、直接この場で、F & Mに紹介してもらうこととしました。

【F & M】

当社(株) F & Mは、オフィスステーションプロを社労士事務所に提供をさせていただきます

当社の概要ですが、1990年に立上げ今年35期目にあたります。上場しており、資本金約9億9千万円、売上高約148億円で、毎年増収し事業も順調に伸びている会社です。

東京、大阪を両本社として、各主要都市に支店を置いております。総勢千人弱のスタッフで事業を展開しております。

現在、S Rの社労士にクラウドのシステムを提供するということで動いておりますが、当社は開設当初からシステム開発に関わっていたわけではなく、個人事業主の会計サポートであったり、中堅企業の採用、教育研修などサブ事業の支援、サポートするコンサルティング会社としてスタートしております。

社労士と事業を展開するきっかけとなったのが2012年で、オフィスステーションプロというクラウドシステムの開発でした。2016年の1月にリリースをし、今年の3月で丸9年となっており、利用者也3千ユーザーを超え、社労士事務所にも利用されるようになりました。

社労士業界の労務管理クラウドは、シェアNo.1となっている状況です。

3,013社労士が利用されているポイントですが、リリースのタイミングでは機能が少なく、得喪とマイナンバー管理のみでありました。そこから、利用者の皆さんから多様なご要望があり、健保組合の電子申請や協定届、就業規則の電子申請、勤怠から給与計算、年末調整を管理、顧問先のDX化、事務組合の管理の機能を兼ね備えてきております。

毎月、40から50までの新規契約を行っているところです。

たくさんの労務管理システムがある中で、利用社労士が多いかについては、ユーザーになった社労士が良い評判を出しているからです。

困った時の支援・サポートに評価をもらっており、サポートデスクという電話部隊のサポートを実施しており、繁忙期で80%、平常期で90%以上の対応となっております。その他にWEBマニュアルやチャットボットで使いやすい支援・サポートが好評となっております。

現時点では、SRセンターが使用できる機能はありませんので、2026 年の年度更新に向けて、開発していくこととしております。

現在、要件定義のため大阪SRの協力を得、MKのSRサーズがどういう画面遷移で動いているか確認させてもらい、開発スタッフが事務局の皆さんと意見交換し情報収集をしております。今月末には、システム画面のイメージが出来上がる予定で、3SRと意見調整していく予定です。

来年、2025 年の 11 月を目途に、使用事業所やそこに紐づく事業所情報が登録できるようになる予定です。2026 年の 3 月には、年度更新を開始する機能をリリースして、年度更新に向けてスタートしていく予定です。

システム仕様としては、年度更新が事務組合としてできる、保険料の管理ができる、出納の管理ができるようになっております。ここに会員社労士の管理、そこに紐づく事業所の管理、この事業所の情報をSRセンターとどういう形で、高いセキュリティの中で管理していくかを、これからしっかり開発していくこととしております。コンセプトとしては、オフィスステーションプロの社労士の労務管理システムを提供しているので、このシステムを持っている事務所については、一元管理ができるようなシステム設計を考えています。

このシステムを持っていない事務所は、SRセンターからインターフェースを提供することになるので、できるだけオフィスステーションプロの利用で解決していきたいと思っております。

次に、セキュリティについてですが、非常に高いシステムになっております。

もともと、マイナンバー法に準拠する形でシステムの基盤を作ってきているのが一番大きな理由です。2015 年の 10 月にマイナンバー法が施行され、マイナンバー法では、セキュリティは個人情報の上の格付けとして取り扱うので、罰金刑や禁固刑にあたるとされておりました。

そこで、クラウド一択でセキュリティ対策を進めており、高いセキュリティ対策となっております。

災害対策としては、冗長化を十分に施し、AWSのサーバにより大阪、札幌でバックアップを充実させております。万が一のシステムトラブルについても、24 時間以内の復旧を目標としています。

利用料金ですが、費用比較など行っていただければと思います。

今回のシステム開発については、開発規模が大きくなることから、各SRセンターのマーケティング支援により、ご協力いただきますようお願いいたします。

【座長】

今説明のあった内容については、半年前から東京、大阪で交渉を始めており、

問題は費用とセキュリティの面でしたが、費用面でディスカウントされ、S R 規模に関係なく利用の可能性も出てきたので、興味があれば、F & Mにお問い合わせ願います。

それでは、時間となりましたので、第1分科会を終了いたします。
長時間に渡り、ありがとうございました。